

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第 8、議案第 6 号 多度津町敬老祝金に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを、議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

尾崎君。

議員（尾崎 忠義）

10 番、尾崎忠義でございます。

私は平成 26 年第 1 回多度津町議会 3 月定例会におきまして、議案第 6 号 多度津町敬老祝金に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について次の点で反対討論をいたします。

この議案は昨年の 12 月議会において「敬老祝金支給事業の見直しと高齢者福祉タクシー事業の創設について」の議案提案があり、事業の目的として「高齢者に対し、福祉タクシー利用券を交付し、タクシー料金を一部助成することにより、高齢者の交通手段の確保と経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進に寄与する」としております。そして、対象者は 4 月 1 日現在で 1 年以上居住する 80 歳以上の方、対象人数（平成 25 年 10 月 1 日現在）2,342 名であり、助成額として、500 円券が年に 10 枚、つまり、1 年に 5,000 円とし助成方法は毎年利用しようとする者は申請書を提出するということとなります。申請率 80%、利用率 50%。必要経費として総事業費として、433 万円を敬老祝金から捻出し、このたび条例改正をして、平成 26 年 4 月 1 日から実施するというものでございます。そこで今、多度津町では、現在、敬老祝金は 77 歳が 10,000 円、88 歳が 15,000 円、90 歳が 20,000 円、99 歳以上 30,000 円を節目の年にあたる高齢者に対し、敬老祝金として支給されており、大変よろこばれております。しかし、今回の提案では、77 歳の敬老祝金 10,000 円は据え置き、現行のまま。88 歳の祝金を 5,000 円減額しての 10,000 円に、90 歳に支給していた祝金全額を廃止し 0 円に、99 歳以上の祝金を 10,000 円減額しての 20,000 円にするというものであり、88 歳、90 歳、99 歳以上の高齢者に対し、近隣市町に先がけて、老人福祉の切り捨てそのものになっております。

そこで、町内の高齢者の方々の生の意見はどういうことか、①タクシー券はタクシー以外のものには使えないが、祝金であれば何でも使える。②使い勝手が良いので敬老祝金現行制度を変更しないでほしい。③88歳、90歳、99歳は年をとるにつれて、体力的にタクシー利用ができないし、またいつまでも元気ではないので、知らない、忘れていることなど、一人暮らしや高齢になれば申請できないことにもなりかねないので、祝金を削ったり、廃止することには納得がいかない。④節目支給としての敬老祝金は年をとれば収入もなく、一時金の支給はうれしいもので、他人からは祝金をもらったことがなく、町が祝金を出してくれるから、生きていてよかったと思うので廃止や削減をしないでほしい。⑤町職員の仕事量が増えるのではないのか。⑥88歳以上の本人への受け取りは家族が受け取るということは当然で、介護や入所、入院などで面倒をみている立場も考えてほしい。⑦80歳以上というが一律にタクシーを利用できるとは限らない。⑧近いところへ利用したときにタクシー運転手の機嫌が悪かったこともあり、特に荷物が多いときには気兼ねをして困っているのです。⑨年金から強制天引きされての納税、その上、昨年10月、今年4月からの年金引き下げが行われ、最終的には2.5%も下げられると言われており、その上、この4月からの消費税8%値上げでは生活が苦しくて不安。その上に節目にしか支給してくれない敬老祝金を削減して、タクシー券にするなど、年寄りいじめをするのであれば、税金は払わないぞ。収入のない年寄りの意見も聞いてくれ。⑩我々の年代、80歳以上は直接の戦争体験者であり、飲まず、食わず耐え忍んできたのに、ささやかな望みを失わせないようにしてほしい。収入もないので、敬老祝金は現行のまま続けてほしいことを願うのみです。⑪デマンドタクシー、乗り合いタクシー、町内巡回バスなどの町内地域交通の整備をして病院、買い物など気楽に行けるようにしてほしい。

以上のことから、今回の議案第6号 多度津町敬老祝金に関する条例の一部を改正する条例（案）については、福祉制度を後退させるものであり、老人福祉の切り捨て、削減そのもので、今回の改正による見直しについては無理があり、道理がないものであります。そして、敬老祝金支給事業と高齢者福祉タクシー事業とは相異なるもので別個の問題であります。節目支給の敬老祝金を削減や廃止をするのではなく、そのためには、町内地域生活交通の再生を別財源を捻出して「町民の足を確保する」ために「交通弱者対策」をはかるべきであります。

したがって、議案第6号 多度津町敬老祝金に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定については、老人福祉に逆行しており、個々に不平等と格差を生じるので、現行制度を維持し、条例改正に対しては反対をいたしま

す。以上。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。